

法経科第1部と第2部との間の転部について

1 転部試験の受験申請

転部を希望する学生には選考試験を実施しますので、以下の書類にて申請してください。なお、長期履修学生制度を利用している学生は、転部試験の受験申請はできませんので注意してください。

(1) 申請書類

ア 転部願（本日から学生部窓口で配付、昨年の転部試験問題も併せて配付）

イ 令和3年度後期の成績通知書（3月2日成績発表にて配付）の写し

(2) 申請受付日

3月2日（水） 8：30～17：15（法経科第2部のみ19：00まで）

3月3日（木） 8：30～17：15（全学科）

(3) 提出先 学生部

※「転部願」は保証人の署名が必要になりますので、事前に相談しておいてください。

2 選考試験の受験資格・試験内容・日程等

(1) 法経科第1部から法経科第2部へ転部を希望する場合

ア 受験資格：特に受験資格を定めない。

イ 選考試験：面接のみ。

※選考試験と申請時までの成績とを総合的に判断して可否を決定します。

(2) 法経科第2部から法経科第1部へ転部を希望する場合

ア 受験資格：以下の要件を全て満たしていること。

(ア) 語学基礎（「英語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「ドイツ語Ⅰ」「中国語Ⅰ」）のいずれかの単位を修得。

(イ) 総修得単位数が32単位以上。

(ウ) 申請時までの成績についてのGPAが2.50以上。

(エ) 相互乗り入れ制度利用により取得した単位数が20単位以下。

(オ) 長期履修学生制度を利用していないこと。

イ 選考試験：筆記試験2科目（「小論文」「英語」） 試験時間は各50分

※上記2科目の筆記試験の結果と、申請時までの成績とを、総合的に判断して可否を決定します。

※受験資格を満たしていない場合は、申請を受け付けません。

(3) 選考試験の日程

3月10日（木） （時間割など詳細は追って掲示します。）

3 転部後の所属ゼミ・在籍コースについて

(1) 所属ゼミの決定

転部が許可された場合、転部試験前に決定された所属ゼミの担当教員が、転部後においても原則的に所属ゼミの担当教員となります。

※現在、法経科第2部のゼミ（「社会科学演習」）の募集・選考について掲示しています。

日程上、転部試験を実施するより前に所属ゼミが決定するので、転部を希望する場合であっても、現在の第2部におけるゼミ選考の内容に従って、希望するゼミの選考を受けてください。

転部を希望する者は、上記の点を総合的に勘案して、希望するゼミを選択すること。

(2) 在籍コースの決定

法経科第2部から法経科第1部へ転部が許可された場合、所属ゼミがどのコースに置かれているかによって、在籍するコースが自動的に決定されます。

4 転部後の学籍、在学期間及び単位認定

- (1) 学籍番号は転部先の番号に変更されます。
- (2) 在学期間や乗入単位数は通算する。なお、第2部から第1部への転部の場合、相互乗り入れ制度利用により取得できる単位の上限は20単位とします。
- (3) 転部前に修得した単位は転部後も基本的に継承します。なお、同一科目がない場合は講義内容が近似している科目に置き替えますが、置替不可能な場合がありますので注意してください。

5 授業料・保険料

- (1) 授業料 転部を許可された場合、令和4年度前期分より転部先の金額が適用。

参考

法経科第1部 390,000円
法経科第2部 150,000円
- (2) 学生教育研究災害障害保険 授業料と同様に転部先の金額を適用する。
(法経科第1部から法経科第2部への転部の場合、450円を返還します。)
(法経科第2部から法経科第1部への転部の場合、450円を追徴します。)

2月1日掲示 法経科
学生部

-----【参考】GPA制度について-----

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）とは、学生一人ひとりの履修科目の成績を5段階で評価し、上位より4、3、2、1、0のグレード・ポイント（GP）を付与して、その平均値を算出するものです。

標語	GP	評価基準	評価区分
S（秀）	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている	90～100点
A（優）	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	80～89点
B（良）	2	到達目標を達成している	70～79点
C（可）	1	到達目標を最低限達成している	60～69点
F（不可）	0	到達目標を達成していない	0～59点

1 GPAの種別と算出方法（小数点第3位以下は切り捨て）

通算GPA：入学以来の全期間の学修の成果を示す指標

[（各学期に評価を受けた各授業科目で得たGP×当該授業科目の単位数）の合計]の総和

（各学期に評価をうけた各授業科目の単位数の合計）の総和

2 GPAに算入されない科目

履修登録した科目のうち、次の各号に該当する授業科目については、GPAの計算から除くものとします。

- (1) 本学入学前及び再入学前に本学若しくは他の大学（短期大学を含む）において修得し、本学において単位認定された科目
- (2) 履修を取り消した科目

3 休学の扱い

履修登録後に当該学期の休学の申し出があった場合、原則として当該学期の授業は、履修取り消し扱いとします。

4 履修放棄した科目の扱い

履修取り消しをせずに、授業を欠席し続けたり、試験を受けない、あるいは課題を提出しない等で履修を放棄した授業科目については、G P Aの算出において成績評価をF（G P =0.0）として取り扱います。

5 不合格となった授業科目が再履修で合格となった場合の扱い

不合格となった授業科目を再度履修して合格となった場合、どちらの成績についてもG P Aの算出対象とします。分母には延べ単位数が加算されます。

6 G P Aの記載

G P Aは成績通知書に記載します。成績証明書への記載は行いません。
